



愛知県教育委員会飯田教育長様

2024年3月7日

請願人 行政を考える住民の会
事務局 宮崎邦彦

連絡先

請願

中学生、高校生の、「就職」について複数社の応募、受験を可能にすることを求める、
請願

請願の理由

- 1 高校生の就職ルールが変わる「1人1社」見直し早期離職を防ぐ（資料 朝日新聞社
2024年3月5日プリント）を知る。

就職を希望する茨城県内に高校生の応募先広がる。新年度からは・・・1人2社まで
応募できるようになる。とある。県内の経済団体や県教育委員会などで行く県就職問
題検討会議が1日発表した。とある。愛知県県内のことは不明。

アンケートでも51.4%から、「選考開始日から複数社に応募したかった」という
回答があったことから見直すことになった。とある。

こどもの、意見を聞くということは、「子供の意見を聞く」という国の政策でもある
から。複数応募受験は、当然の対応である。すでに愛知県においても、複数応募受験に
ついては、請願者が知らないだけで、確定している可能性があることを期待したい。

3月の教育委員会会議においてはその進捗状況をお聞きしたい。

- 2 茨城県の、1人2社まで応募については、高校生だけでなく、中学生にも、適応され
るべきことである。こどもへの、(高校生に適応して中学生に適応しないのは)、平等性
に欠けるからである。
- 3 これまで、教育委員会には、高校生の面接時等の不適切事例の調査について、中学生
等にも調査をということをもとめてきました。調査なしでは、改善の糸口さえつかめな
いからである。

面接において、不適切事例にあっても、仕方ないということで入社等した場合、離職
することの可能性が、たかひことは、当然想定されることになる（資料にもある通り、
主体的な職業選択を妨げ、早期離職につながるということである）

- 4 念のために記す、高校生は、進学を希望する場合、複数の希望校を受験できている。
中学生は、県内において、公立1校、私立1校受験から、複数受験に移行した。と認
識している。なぜ、いまだに就職において、複数応募ができないのか、問題であると云
わざるを得ない。権利侵害、差別的扱いといわれても仕方ない。
- 5 在籍する生徒が就職において、複数応募できないこと、および、受けているであろう
不適切事例における「差別」を見逃さないということは、教育行政の責務であるから今
回の請願に至る。

請 願 事 項

- 1 新年度からは、中学生、高校生の就職において、複数社の応募、受験を可能にすること。(少なくとも、県内における進捗状況の説明を求める)
- 2 新年度からは、中学生が複数の社に応募、受験できない場合は、その理由を明確にすること。(少なくとも、教委の考え進捗状況の説明を求める)
- 3 新年度から、高校生が、複数の社に応募、受験できない場合は、その理由を明確にすること。(少なくとも、進捗状況の説明を求める)
- 4 就職における不適切事例について、調査結果と、その原因、理由を生徒、学校に知らせること。(不適切対応の社の問題点等について、なぜ不適切対応等したのかの、説明等、明確にすること、)
- 5 就職における不適切事例について、中学生にも、高校生同様、調査アンケートを行うこと。
(調査においては、作業に要する時間について、あらかじめ削減する作業を明確に示すこと、
不適切対応が、想定されることについて、調査しないことの理由の説明を求める)

添付資料 朝日新聞によるストーリー (2024年3月5日 プリント)

口頭意見陳述希望